

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 つがる三和会

居宅介護支援事業所

在宅介護支援センター白神荘

身体拘束等の適正化のための指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を遵守する。拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努める。

2 身体拘束適正化委員会に関する事項

身体拘束等の廃止に努める観点から「身体拘束適正化委員会」（以下、「委員会」という。）を組織します。委員会は、年1回以上開催し、次の事を協議します。

- ① 身体拘束適正化委員会の組織に関すること
- ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
- ③ 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
- ④ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束等の適正化のための職員研修を原則年1回以上及び職員採用時に実施する。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底する。又、虐待の防止のための職員研修を同時開催とする。研修の内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、文書又は、電磁的記録等により5年間保存する。

4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化委員会に報告するものとします。この際、委員長が、定期開催の委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に委員会を招集する。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本指針

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行う時には、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決策を検討し、身体拘束適正化委員会において組織として慎重に検討・決定する。身体拘束等を行う場合は、身体拘束同意書に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載し、また居宅サービス計画書にも記載する。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束等を行う場合には、手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得る。

当法人が定める緊急やむを得ない身体拘束に関する説明及び承諾書を使用する。【記録1】 【記録2】

個別状況による身体拘束等が必要なその理由、方法、時間帯及び時間、その際の利用者の特記すべき心身の状況並びにその他必要な事項を記載し、利用者等に説明と同意を得るとともに、身体拘束等に関する文言が備考欄に記入された居宅サービス計画書とともに身体拘束実施同意を手交する。

③ 行政への相談、報告

身体拘束等を行う場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政機関に相談・報告する。

④ 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、支援経過記録にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由等を記録する。又、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討する。身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合は、直近の身体拘束適正化委員会で報告する。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができるよう事業所内に掲示し、当法人のホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のための必要な基本指針

「3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針」に定める研修会の他、関係各所等により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

【記録 1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明及び承諾書

_____様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討行うことを約束いたします

記

A	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらさせる可能性が著しく高い（切迫性）
B	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護法がない。（非代替性）
C	身体拘束その他の行動制限が一時的である。（一時性）

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束 <場所、行為> (部位・内容)	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき身体の状況	
拘束開始及び解除の予定	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名 _____
 管理者 _____ 印
 記録者 _____ 印

上記の件につきまして説明を受け、承諾いたします。

氏名 _____
 本人との続柄 ()

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検記録

【記録 2】

様

年月日時	日々の身体の様子の観察・再検討 結果	カンファレンス 参加名	記録者 サイン
令和 年 月 日 : ~			
令和 年 月 日 : ~			
令和 年 月 日 : ~			
令和 年 月 日 : ~			
令和 年 月 日 : ~			
令和 年 月 日 : ~			
令和 年 月 日 : ~			